

回答書

令和8年（2026年）8月25日までに受け付けた質問について、以下のとおり回答します。

	質問事項	回答
1	「既に雇用関係にある者については、確認のため社会保険加入届の控又は確認通知書あるいは源泉徴収簿又は給与台帳の写しを提出すること。」とありますが、賃金台帳（給与台帳）の写しはサンプル1名または全員分のどちらでしょうか？	賃金台帳（給与台帳）の写しについては、既に雇用関係にある配置予定職員全員分を提出してください。なお、個人情報については、確認に支障のない範囲でマスキングを行ったうえで提出して差し支えありません。
2	「既に雇用関係にある者については、確認のため社会保険加入届の控又は確認通知書あるいは源泉徴収簿又は給与台帳の写しを提出すること。」とありますが、賃金台帳（給与台帳）の支給期間の指定はありますか？	賃金台帳（給与台帳）の支給期間については、特段の指定はありません。既に雇用関係にあることを確認するため、申請日時点における直近の支給期間のものを提出してください。
3	「納税証明書（消費税及び地方消費税について未納）」は、電子交付版を出力したものでよろしいでしょうか？	納税証明書（消費税及び地方消費税について未納税額がないことの証明）については、電子交付された証明書を出力したもので差し支えありません。ただし、証明内容が鮮明に確認できる状態で提出してください。
4	「適正な労働環境の確保に向けた取組に係る誓約書（様式第6号）」は、押印不要でよろしいでしょうか？	適正な労働環境の確保に向けた取組に係る誓約書（様式第6号）については、押印は不要です。 また、その他の様式についても、様式中に「印」または「実印」の記載がないものについては、押印は不要です。